

諮問日：平成30年6月6日（平成30年度（最情）諮問第12号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第44号）

件名：司法研修所いずみ寮のインターネット接続環境が分かる文書の一部開示の  
判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法研修所いずみ寮におけるインターネット接続環境が分かる文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、①別紙記載1の文書中の住所、店名及び担当者連絡先、②別紙記載2及び3の文書中の立面図、簡易配線図、取付予定図及びケーブル配線の設置箇所の写真、③別紙記載4の文書中の物件の詳細、使用許可期間、使用料及び付属書類（配置図及び借用面積図）、④別紙記載5の文書中の設備

の内容、設置場所、契約期間及び法人代表者印である。

上記①のうち住所及び店名、上記③並びに上記④は、第三者照会の結果を踏まえると、法人の利益又は営業の秘密にあたる情報が記載されており、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

また、上記①のうち担当者連絡先は、対外的に公表していない直通電話番号であり、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

さらに、上記②は、これを公にすると庁舎管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

そのほか、上記③のうち付属書類については、庁舎の配置図及び借用面積図が掲載されており、これを公にすると庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に規定する不開示情報にも相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成30年6月6日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月24日   | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ | 同年10月19日  | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、①別紙記載1の文書中の設置場所情報のうち住所、店名及び担当者連絡先、②別紙記載2及び3の文書中の立面図、簡易配線図、取付予定図及びケーブル配線の設置箇所の写真、③別紙記載4の文書中の物件の詳細、使用許可期間、使用料及び付属書類（配置図及び借用面積図）、④別紙記載5の文書中の設備の内容、設置場所、契約期間及び法人代表者印であることが認められる。

上記①のうち住所及び店名、上記③並びに上記④については、その記載内容に照らせば、法人の利益又は営業の秘密にあたる情報であり、法5条2号イに

規定する不開示情報に相当すると認められる。

また、上記①のうち担当者連絡先及び上記②については、その記載内容を踏まえて検討すれば、これらを公にすると裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、同条2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人

別紙

- 1 携帯電話無線基地局設備利用申込書及び重要事項説明書
- 2 小電力レピータ設置工事説明資料（「工事対象フロア：いずみ寮A棟1F2F」  
とあるもの）
- 3 小電力レピータ設置工事説明資料（「工事対象フロア：いずみ寮B棟1F2F」  
とあるもの）
- 4 平成29年2月28日付け国有財産使用許可書
- 5 電気通信設備設置契約書